

期日前投票について(受付日：令和6年10月25日)

Q 先日、市内の商業施設で期日前投票をした際に、周りに他のお客様が多くいる中で、受付で突然「氏名と生年月日を言ってください。」と言われ、大変驚いた。

A 投票日当日、仕事や旅行、用事等の事由で投票所に行けない場合、期日前投票所で、投票を行うことができます。

期日前投票をしていただく場合は、宣誓書を記入していただくこととしており、期日前投票所で直接ご記入いただくか、投票所入場券裏面に予め、必要事項を記入のうえご持参いただき、ご本人確認のため、氏名と生年月日を確認させていただいております。

この度頂きました御意見を踏まえ、期日前投票所を含め、市民の皆様が投票しやすい環境づくりと気持ちの良い接遇にしっかりと取り組んでいきます。

選挙管理委員会 選挙課